

議案第72号

三次市新型コロナウイルス感染症対策基金条例案を次のように提出する。

令和2年5月29日

三次市長 福岡 誠志

三次市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（案）

（設置）

第1条 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の財源に充てるため、三次市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 前条の目的に沿う寄附金の額
- (2) 三次市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する

収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する施策を実施するために必要があるときは、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。